

## II 基本構想

## 第1章 めざす将来の姿

### 1. まちの将来像

「うるおい・やすらぎ・活力に満ちた町をめざして」から20年、  
「豊かなみどり あふれる笑顔 みんなでつくるふれあいのまち」から10年、  
少子高齢化や人口減少社会の本格的な到来など、  
私たちを取り巻く環境は大きな変革期を迎えています。  
“くんねっぷ”が今後も持続可能な地域社会を維持していくためには、  
これまでの取り組みをさらに一步進め、  
まちの主役である住民一人一人が自立し、  
お互いに少しずつ支え合い、助け合う中で、  
それぞれが必要としていることに向き合いながら、  
「ちょっといいね！」と思えるようなことを  
たくさんつくっていこうという想いが大切です。  
そんな積み重ねを“たくさんの笑顔”につなげていくことを目指して、

「ちょっといいね！」がたくさんあるまち くんねっぷ

をまちの将来像とします。



## 2. 基本目標

将来像の実現に向けて、7つの基本目標を設定します。

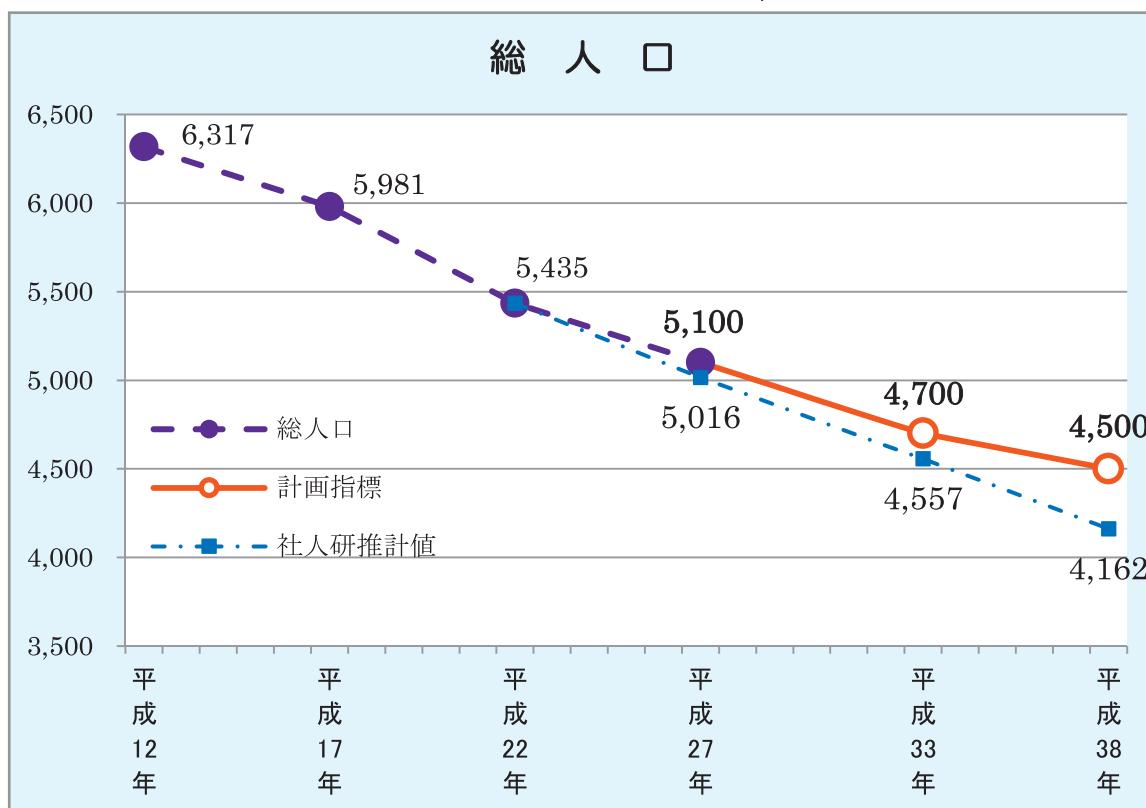
- 1 安心して「子ども」を産み、育てられるまちづくり**
- 2 強い「産業」で活力を生み出すまちづくり**
- 3 いつまでも「健康」に暮らせるまちづくり**
- 4 きめ細やかな「教育」で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり**
- 5 みんなが快適に暮らせる「基盤」を整えるまちづくり**
- 6 みんなの「安全・安心」を支えるまちづくり**
- 7 「みんなの力で」暮らしやすいまちづくり**



### 3. まちづくりの将来指標

#### (1) 人口

本計画は人口減少の中にもあっても、力強い産業の発展を軸に教育を中心とした子育て支援施策、住み続けることができる環境施策などの各種施策を推し進めながら人口減少を抑制することを目指し、計画最終年度における目標人口を4,500人に設定します。



※社人研推計値は国立社会保障人口問題研究所による平成17年、平成22年の国勢調査を基準とした推計値

※平成12年から平成27年までは国勢調査人口

※計画指標の平成33年、38年人口は、人口準移動数を平成32年に▲10人、平成37年に0人としてコーホート要因法による推計値

#### (2) 年齢区分別人口構成

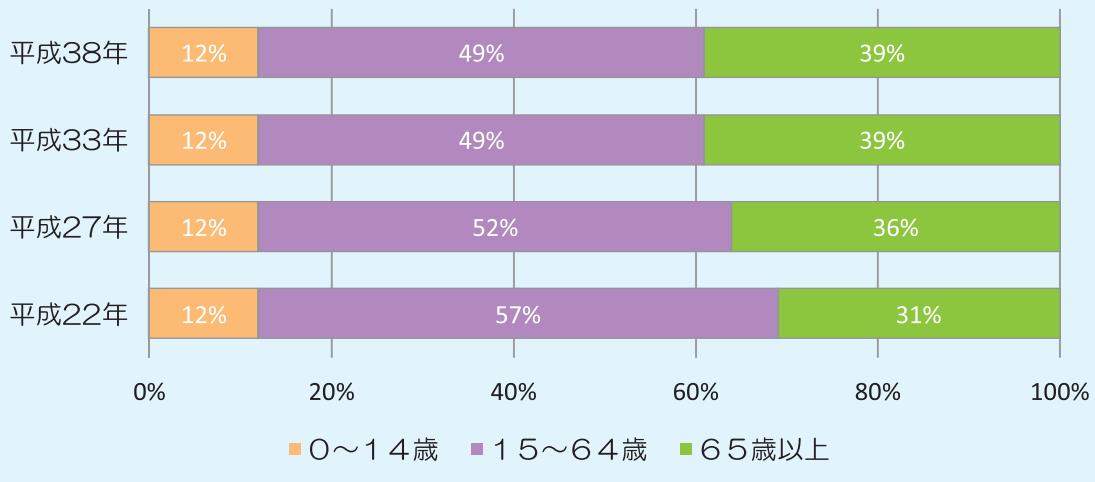
本町の人口構成は、少子高齢化の進行により逆三角形形状に近づき、65歳以上の老人人口は平成32年をピークに微減に転じる人口減少の第2段階に入ります。

また、構成人口の多い団塊の世代が計画最終年には後期高齢者となることが予想されています。

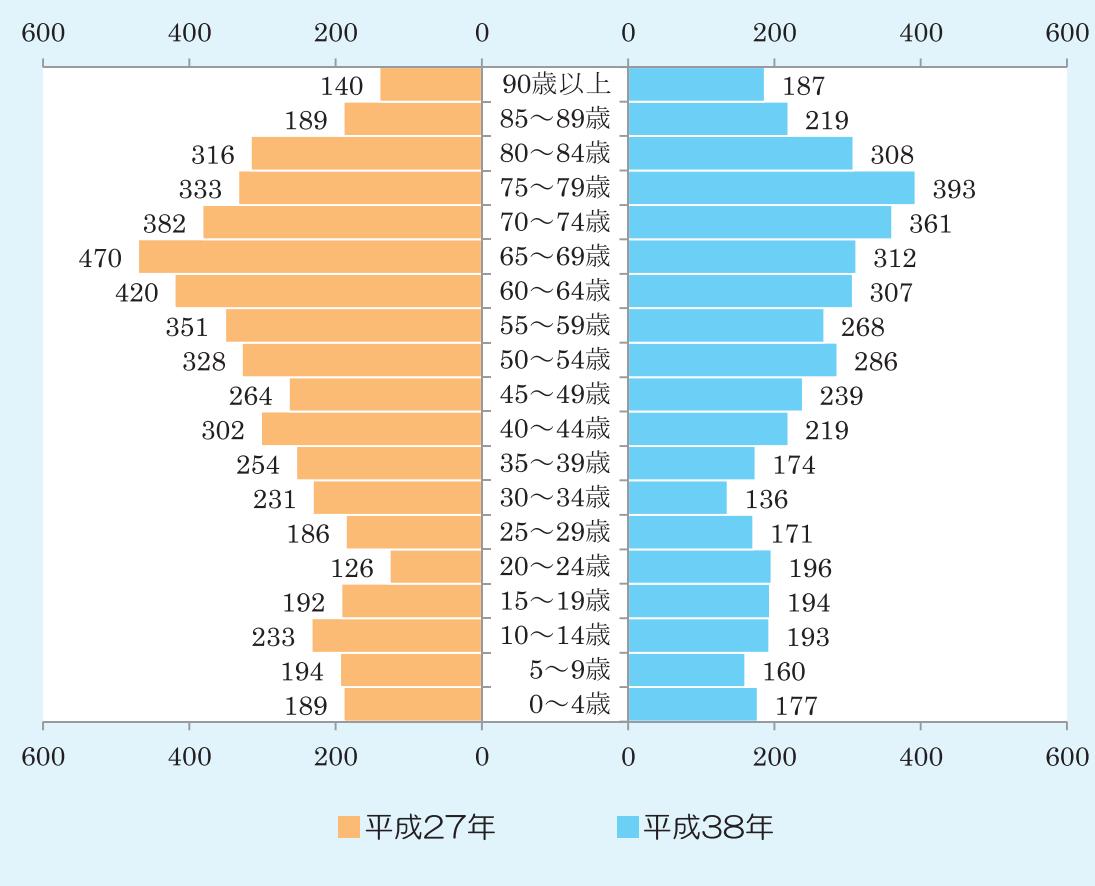
	国勢調査実績値		目標値	
	平成22年	平成27年	平成33年	平成38年
総人口	5,435	5,100	4,700	4,500
0～14歳	660	616	550	530
15～64歳	3,079	2,654	2,290	2,190
65歳以上	1,696	1,830	1,860	1,780



### 年齢3区分別人口比率の予想



### 年齢階級別人口推移の予想

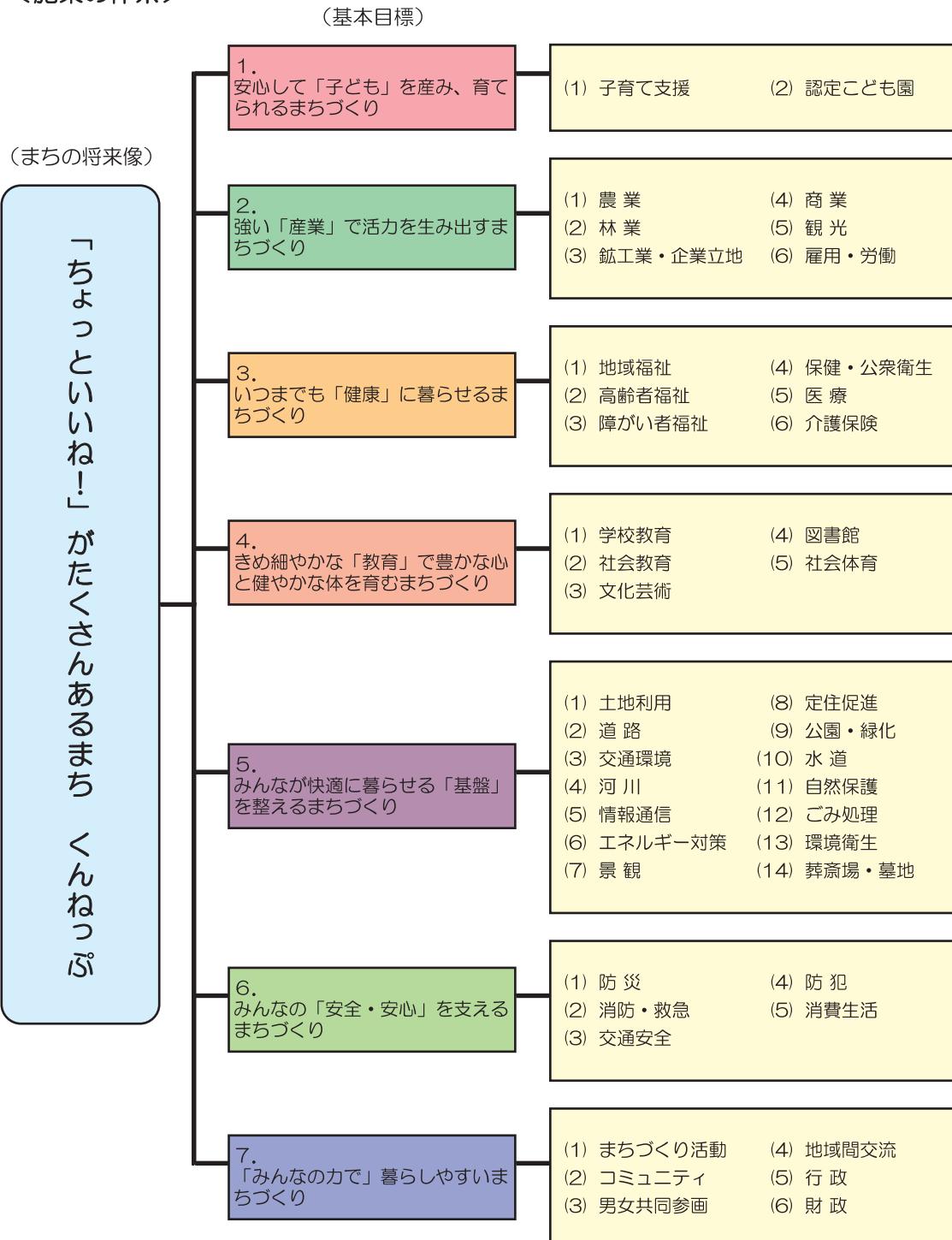


## 第2章 まちづくり施策の大綱

### 1. 施策の大綱

将来像の実現に向けて設定した7つの基本目標に対応して、施策の大綱を次のとおり体系化し、総合的かつ計画的に推進します。

#### ＜施策の体系＞



## 基本目標1 安心して「子ども」を産み、育てられるまちづくり

### (1) 子育て支援

安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めるため、子育て世帯への経済的支援など、さまざまな施策を展開するほか、子育て支援センター・児童センター機能の充実を図ります。

### (2) 認定こども園

希望するすべての子どもが入園できる体制を築くとともに、0歳から5歳までの一貫した教育・保育を展開することにより、子どもたちの健やかな発達と成長を促進します。

## 基本目標2 強い「産業」で活力を生み出すまちづくり

### (1) 農業

農業を持続的に発展させていくため、地域の担い手を確保するとともに、さらなる農産物の生産性や品質の向上を目指し、経営の近代化と効率化や魅力ある農業の確立を図ります。

### (2) 林業

森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林経営計画に基づいた優良森林の育成に努めるほか、SGEC 森林認証の規定に基づき、環境に配慮した町有林の育成を図ります。

### (3) 鉱工業・企業立地

地域の産業振興や雇用拡大に向けて、継続した企業誘致を推進するとともに、既存企業の発展のための支援や情報交換、連携強化などによる存置対策を推進します。

### (4) 商業

空き店舗の活用に努めるなど、商店街の活性化と小規模企業振興に取り組むとともに、担い手の育成支援や大型小売店舗と既存商店街の連携を推進するなど、地域商業全体の活性化を図ります。

### (5) 観光

観光客などの交流人口を拡大させ、地域に活力をもたらすため、町全体の回遊性を高める取り組みを推進するとともに、地域資源をブランド化し、町の魅力を発信する取り組みを推進します。

### (6) 雇用・労働

地元企業への就業を促進するための支援を行うなど、就業機会の拡充に努めるとともに、就業に関する相談や情報提供のための体制を充実させるほか、住宅を確保するなど勤労者福祉の充実を図ります。



**基本目標3 いつまでも「健康」に暮らせるまちづくり****(1) 地域福祉**

地域に住む誰もが生き生きとした生活を送ることを目指し、地域活動やボランティア活動などを促進し、関係機関などと連携しながら、住民と一緒に地域福祉の充実を図ります。

**(2) 高齢者福祉**

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、高齢者世帯の生活支援など、各種支援サービスの充実に努めるほか、豊かな経験と知識を生かすことができる仕組みをつくり、社会活動への参加を促進します。

**(3) 障がい者福祉**

障がいのある人が暮らしやすい地域づくりを進めるため、障がい者施設と連携するなど、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、障がい児支援の充実や社会参加の促進を図ります。

**(4) 保健・公衆衛生**

健康で毎日を過ごすことができる地域社会を目指し、健康増進計画を推進し、健康づくりの取り組みを強化するとともに、各種健診や予防接種などにより、すべての住民が健康であり続けるための支援を充実させます。

**(5) 医療**

住民が安心して身近な地域で医療を受けられるよう、地域医療体制の充実を図り、包括的な医療を推進するとともに、医療保険制度の適正な運用に努め、健康維持と医療費の抑制を図ります。

**(6) 介護保険**

高齢者が介護を必要とする状態になっても可能な限り自立した生活を営むことができるよう、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を推進し、介護保険サービスの充実を図るとともに、健康づくりと介護予防事業を推進するなど、社会全体で介護を支えていく体制の充実を図ります。



## 基本目標4 きめ細やかな「教育」で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり

### (1) 学校教育

子どもたちが「確かな学力」と「豊かな心」を持ち、共に支え合いながら、ふるさとに誇りをもって育つよう、学校・家庭・地域との連携や学校間の連携のもと、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む教育を推進するほか、地元高校への支援対策の充実を図ります。

### (2) 社会教育

住民の年齢に合った幅広い学習機会の充実を図り、生涯学習の普及や啓発を行うことにより、住民一人一人の自主的な学習活動を支援するとともに、生涯学習や地域活動を支える人材の養成や活動拠点となる施設の充実を図ります。

### (3) 文化芸術

住民の創作活動や学習成果を発表する機会や文化芸術に触れる機会の充実を図るなど、文化芸術活動を行うための環境を整備するとともに、文化財などを活用しながら郷土学習の充実を図ります。

### (4) 図書館

乳幼児から高齢者まで生涯にわたり読書を楽しめるよう、時代のニーズに対応したサービスの充実を図るとともに、今後の施設整備にあたっては、「新しい図書館」における機能の充実に対応できる施設を目指します。

### (5) 社会体育

誰もが気軽にスポーツを楽しめる機会を提供し、それぞれの目的に応じたスポーツ活動への参加を促進するとともに、施設の整備充実にあたっては、競技スポーツはもとより健康づくりや体力づくりに対応できる施設となるように努め、運営の充実を図ります。



## 基本目標5 みんなが快適に暮らせる「基盤」を整えるまちづくり

### (1) 土地利用

自然環境の保全と調和、快適な生活環境の確保、地域産業の振興など土地の利用形態に配慮しながら、計画的な土地利用を推進するとともに、公共用地の適正な管理を推進し、遊休地の有効活用に努めます。

### (2) 道路

道路・橋りょうの適正な維持管理に努め、必要な整備を推進するとともに、北海道横断自動車道や道道の整備促進について、関係機関への要請を継続します。

### (3) 交通環境

唯一の公共交通機関である路線バスの永続的運行を確保するため、民間バス事業者への支援を継続するとともに、移動手段を持たない高齢者や障がいのある人などを引き続き支援します。

### (4) 河川

北海道が管理する河川の整備促進については、早期実施に向けた要請を継続するとともに、町管理の河川については、計画的な整備と維持管理を推進しながら、汚染防止対策にも努めます。

### (5) 情報通信

情報化社会の進展に対応できるよう、高度情報通信基盤の整備を進め、地域間格差の是正に努めるとともに、携帯電話不感地帯の解消に向けた取り組みを推進します。

### (6) エネルギー対策

地球温暖化防止対策として、再生可能エネルギーの活用を推進し、取り組みを行う家庭や事業者などに対する支援を継続するとともに、LED照明の導入などにより省エネルギーを推進します。

### (7) 景観

本町の素晴らしい景観を地域資源として住民みんなの共有財産であることを認識し、その保全と形成に取り組むとともに、景勝地をPRすることにより町の魅力発信を推進します。

### (8) 定住促進

移住や定住の促進のため、良好な居住環境を確保し、子育て支援や雇用対策など、さまざまな支援策の充実を図るとともに、空き家バンク制度を活用しながら空き家の利活用を促進します。

### (9) 公園・緑化

うるおいのあるまちづくりを目指し、緑や自然環境に対する住民意識の高揚に努め、地域緑化の推進や公園の充実を図るとともに、町花・町木の普及啓発を図ります。



## (10) 水道

安全な水道水を永続的に提供するため、適切な水質管理に努め、施設の長寿命化を図るとともに、災害に備えた体制の整備や水道事業の経営基盤強化を図ります。

## (11) 自然保護

本町の恵まれた自然環境と住民が触れ合う機会を確保するとともに、次世代へ継承するため、自然保護活動を推進するとともに、広報紙などを活用し、自然保護思想の普及に努めます。

## (12) ごみ処理

限りある資源を大切にし、環境にやさしい清潔なまちづくりを進めるため、ごみの減量化・再資源化を促進するとともに、廃棄物の不法投棄の防止や廃棄物処理施設の適正管理を推進します。

## (13) 環境衛生

良好な生活環境を確保するため、協働による地域の環境美化活動や公害対策を推進するとともに、し尿処理体制を充実させるほか、今後も引き続き合併処理浄化槽の設置などにより水洗化の普及促進に努めます。

## (14) 葬斎場・墓地

葬斎場については、設備の維持管理を徹底し、施設利用者の利便性の向上に努めます。また、墓地については、適正な管理に努めるとともに、時代のニーズに合わせて運営の充実を図ります。



**基本目標6 みんなの「安全・安心」を支えるまちづくり****(1) 防災**

住民の自主的な防災活動を支援し、地域防災力の向上に努めるとともに、災害用備蓄品の計画的な整備を推進するなど、防災体制の充実を図ります。

**(2) 消防・救急**

住民の生命と財産を守るため、組織力の向上や消防団員の確保・育成などにより体制を強化するとともに、施設や車両、消防資機材の整備を推進し、消防・救急体制の充実を図ります。

**(3) 交通安全**

家庭・地域・学校・職場などと連携し、交通安全運動など交通安全意識高揚の啓発活動を推進するとともに、安全・安心な交通環境の実現を図るため、交通安全施設の整備を推進します。

**(4) 防犯**

住民の安全な生活を確保するため、関係機関や団体と連携し、防犯知識の習得や意識の高揚を図るとともに、防犯対策として街灯を整備するなど、防犯設備の整備に努めます。

**(5) 消費生活**

消費者である住民が安全で安心な生活を送るため、学校教育などと連携した消費者教育の推進や情報提供の充実を図るとともに、消費生活相談の充実に努めます。



## 基本目標7 「みんなの力で」暮らしやすいまちづくり

### (1) まちづくり活動

住民のまちづくりへの参加を促進するため、まちづくりに関する会議や地域担当職員の配置などさまざまな参加機会を設けるとともに、住民の主体的なまちづくり活動への支援を継続して推進します。

### (2) コミュニティ

地域におけるコミュニティ活動を支援し、住民の自治意識の醸成を図るとともに、地域活動の拠点となる施設や設備などの整備や地域の団体活動を支援します。

### (3) 男女共同参画

男女共同参画社会を実現するため、意識の醸成や学習機会の充実を図るとともに、男女が共に働きやすい環境づくりのため、広報・啓発活動を推進します。

### (4) 地域間交流

他地域との交流は、郷土の特性の再認識や地域の個性の確立にもつながるため、姉妹町をはじめとした自治体間の交流や全国各地にいる本町出身者との交流のほか、さまざまな交流活動を推進します。

### (5) 行政

効率的で効果的な行政運営を行うため、組織体制の見直しや事務事業の効率化をさらに推進するとともに、新たな民間活力の導入や広域的な取り組みについても検討を進めます。

### (6) 財政

町税や補助金などの財源確保や地方債の適正管理、経常経費の抑制、基金の有効活用に努めるとともに、限られた財源を効果的かつ計画的に配分し、財政運営の健全化を図ります。



